

# 資料編

---

## (1) 栗東市自殺対策推進協議会設置要綱

令和2年2月17日  
告示第24号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定による自殺対策計画の推進及び進捗管理のため、栗東市自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策計画を推進すること。
- (3) 自殺対策計画の進捗を管理し、評価すること。
- (4) その他自殺対策計画に関して必要と認めること。

(委員の定数及び選任)

第3条 委員の定数は、17人以内とし、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年2月17日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第93号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第1034号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## (2) 栗東市自殺対策推進協議会委員名簿

所属	肩書	氏名
栗東市社会福祉協議会	会長	平田 善之
草津栗東医師会	医師	宮川 正治
社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	社会福祉事業課 係長	鷲見 英紀
精神障害者生活支援センター風	相談員	藤 聡太
栗東市民生委員・児童委員協議会連合会	民生委員・児童委員	柴田 美知代
認定特定非営利活動法人 滋賀いのちの電話	理事長	三上 房枝
凧の会おうみ (滋賀自死遺族の会)	代表	高谷 篤史
滋賀県司法書士会	司法書士	辻 克樹
一般社団法人 びわこ薬剤師会	副会長	村杉 紀明
草津警察署	生活安全課長	山口 正芳
湖南広域消防局 中消防署	副署長	角 政明
草津公共職業安定所	統括職業指導官	喜多 進一郎
草津保健所 (南部健康福祉事務所)	保健師	山本 万里絵

(敬称略)

## (3) 計画策定経過

開催日	会議等	内 容
令和5年7月28日	庁内自殺対策連絡会	現計画の成果と課題、次期計画策定について
令和5年8月29日	第1回自殺対策推進協議会	現計画の成果と課題について
令和5年9月26日	第2回自殺対策推進協議会	計画素案の検討
令和5年10月24日	第3回自殺対策推進協議会	計画案報告 ハブリックコメントの実施説明
令和5年12月22日 ～令和6年1月21日	パブリックコメントの実施	
令和6年1月30日	第4回自殺対策推進協議会	パブリックコメント結果報告 計画最終案の審議

#### (4) 用語解説

あ	アウトリーチ	必要な助けが届いていない人に対し、行政や支援機関が訪問支援などでアプローチを行うこと。
	アセスメント	サービス利用者が何を求めているのか正しく知り、残っている能力や、すでに実施されているサービス、生活環境等を把握、確認した上で、生活全般の課題（ニーズ）を抽出し今後どのようなサービスが必要なのか整理すること。
	NPO（エヌ・ピー・オー）法人（特定非営利活動法人）	「Non-Profit-Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人のこと。不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動を行う法人。所轄庁に申請書を提出し、設立の認証を受ける必要がある。
	援助希求的態度	問題や悩みを抱えて自分では解決しきれないと感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりしようとする態度のこと。
	一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）	「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）」が定める指定調査研究等法人。
	救急告示医療機関	救急病院等を定める省令に基づき、知事が認定した医療機関のこと。
	協働	複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。
	クライシスマネジメント	自殺が起こりうるという前提のもとに、自殺が起こってしまった後の初期対応や二次被害の回避を講じること。
か	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「いのちの門番」とも位置づけられる人のこと。 海外でも、自殺対策の分野で広く使用されている用語、概念であり、WHO（世界保健機関）をはじめ、多くの国々で使用され、その養成プログラムが実施されている。
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組や住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築等、公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉の調整の役割を担う人。

さ	自殺死亡率	その年の人口10万人あたりの自殺者数のこと。人口が異なる自治体間や国同士の自殺者数を比較する際に用いる。
	自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が定める自殺対策の指針のこと。平成19(2007)年6月に初めての大綱が策定された後、平成24(2012)年10月と平成29(2017)年8月に見直しされました。その後、国の自殺の実態を踏まえ、令和4(2022)年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。
	自殺対策基本法	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、平成18(2006)年10月に施行された。 この法律では、自殺対策に関する基本理念、国や地方自治体の責務、自殺対策の基本となる事項が定められている。
	重層的支援体制整備事業	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。
	社会福祉協議会	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。
	スクールカウンセラー	教育現場において心理相談業務全般に関わる専門職のこと。児童生徒に対する相談のほか、保護者および教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒のこころのケア等に取り組んでいる。
	スクールソーシャルワーカー	児童生徒が日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のこと。
	生活困窮者自立支援	「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」等、様々な困難の中で生活に困窮している方に対する、解決に向けた支援のこと。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人の法律行為(財産管理や契約の締結等)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うほか、身寄りのない人は市町村長に申立て権が付与されている。

	ソーシャル・キャピタル
	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。
た	ダブルケア
	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。
	地域自殺実態プロファイル
	地方自治体の地域自殺対策計画の策定を支援するツールのことで、いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)が作成している。すべての都道府県および市町村それぞれの自殺の実態を分析している。
	ドメスティックバイオレンス (DV)
	配偶者や恋人等、親密な関係にあるまたはあった者から振るわれる暴力のこと。
な	認知症サポーター
	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするため、自治体等が実施した養成講座を受講した人。
ま	民生委員・児童委員
	「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。「民生委員法」に基づき、市の民生委員推薦会が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行う。「児童福祉法」により、厚生労働大臣から委嘱され民生委員がこれを兼ねる。
	メンタルヘルス
	「こころの健康、精神面の健康」のことであり、前向きな気持ちを安定的に保ち、意欲的な姿勢で環境に適応することができ、いきいきとした生活が行える状態を指す。世界保健機関による精神的健康の定義は、精神障がいでないだけでなく、自身の可能性を実現し、共同体に実りあるよう貢献して、十全にあることとなっている。

## 第2期栗東市自殺対策計画

編集・発行：栗東市役所 障がい福祉課

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

TEL：077-551-0113 FAX：077-553-3678